

# 令和5年度 「健康しが」活動創出支援事業 募集要項

## I 補助事業の内容

### 1. 事業の目的

滋賀県では、さらなる健康寿命の延伸に向けて、健康増進や生活習慣病の発症予防、重症化予防などを通じた「健康なひとづくり」と、おのずと健康的な生活を送ることのできる「健康なまちづくり」を企業や大学、地域団体、自治体等の多様な主体とともに進めているところです。

こうした取組を一層進めていくため、「健康しが」共創会議<sup>※</sup>を通じたつながりや連携の構築を促すとともに、事業化に向けた助成金の交付や専門家・専門機関等による助言を行うなど、健康づくりのための活動創出や展開に向けた総合的な支援を行います。

#### ※「健康しが」共創会議とは…

県民の健康づくりに資する取組を企業や大学、地域団体、自治体など多様な主体とともに進めていくためのプラットフォーム。平成30年(2018年)10月に創設し、228団体が参画している。(令和5年3月末現在)

詳しくは、「健康しが」ポータルサイト(<https://www.kenkou-shiga.jp/post/3262.html>)をご参照ください。

### 2. 事業期間

補助金の交付決定の日から令和6年(2024年)2月29日

### 3. 補助対象となる者

「健康しが」共創会議に参画している、または今後参画の意思がある以下の団体

- ・営利法人(企業等)
- ・非営利法人(特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人等)
- ・任意団体
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと
- ・滋賀県財務規則第195条の2各号に該当する団体等でないこと

### 4. 補助対象となる事業

- (1) 県民の健康づくりに資する取組であり、補助終了後も継続的な取組が見込まれるものとします。

健康づくりのための活動創出や展開に向けた総合的な支援を行うため、令和5年度に補助金を交付し、事業1年目の活動を助成するとともに、補助終了後(令和6年3月以降)の自立運営をめざし、事業継続のための支援を行います。

なお、令和3～4年度に補助対象となった団体については、令和3～4年度と同様の取組は対象になりません。

事業の選定にあたっては、後述の「Ⅱ応募内容の審査 1. 審査の仕組み」の「審査の視点」により行いますので、応募前にご確認ください。

取組の実施にあたっては、以下の条件があります。(①～⑤全ての条件を満たすこと)

#### 取組の実施条件

- ① 自団体以外の企業・団体・学校・自治体等と連携して行う取組であること。
- ② 申請する取組について、別添『滋賀らしい健康』マンガラシートの2分野以上に該当する取組であること。応募時には、どの分野に該当するか確認のため、マンガラシートの当てはまる要素に○を付けること。  
(例)・「食」分野の「地産地消」要素×「自然環境」分野の「やまの健康」  
・「運動」分野の「習慣化」要素×「つながり」分野の「居場所づくり」要素  
※応募様式のマンガラシート記入例を参照してください。  
※マンガラシートに関して、ご遠慮なく健康しが企画室にお問い合わせください。  
「健康しが」ポータルサイト(共創会議まとめページ)のマンガラシート説明箇所をご参照ください。( <https://www.kenkou-shiga.jp/post/3262.html> )
- ③ 補助対象に選定された団体は、「健康しが」共創会議参画団体にエントリー(参画申請)し、今回の補助金助成終了後も、参画団体と連携して、県民の健康づくりにつながる活動を行うこと。
- ④ 補助金対象事業のイベント等を周知する際は、チラシやWebサイト掲載内容に「健康しが」ロゴマークを使用すること。(ロゴマークデータは、健康しが企画室から提供します。)  
あわせて、イベント等の掲載チラシデータや Web サイト URL 等を健康しが企画室に提出すること。(健康しがポータルサイト等に掲載し、周知を支援します。)  
なお、補助終了後も、県民の健康づくりにつながる活動を行う際には、「健康しが」ロゴマークを使用すること。
- ⑤ 補助対象事業のイベント等実施場所において、「健康しが」のぼり(通常サイズまたは卓上サイズ)を使用すること。(のぼりは、健康しが企画室から貸出します。)  
あわせて、イベント等実施場所において、「健康しがチラシ」(健康しが企画室作成)を配布すること。

#### (2) 補助対象とならない事業

- ① 専ら営利を目的とするもの
- ② 慈善事業等への寄付行為を主目的としたもの
- ③ 特定の団体・企業の宣伝を目的とするもの
- ④ 政治的、宗教的な宣伝意図を持つもの
- ⑤ 同一事業において行政による他の補助金等を受けているもの。ただし、補助対象経費が明確に区分できる場合はこの限りではありません。

#### 5. 応募できる事業の件数・規模等

- (1) 応募できる事業数は、1団体につき1件とします。

- (2) 交付を受けようとする補助金の要望額は、以下のとおりとします。  
1団体あたり2,000千円以下
- (3) 補助金の額は、滋賀県の本補助事業に係る予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、要望額全てを満たすとは限りません。

**6. 補助対象経費**

- (1) 補助対象となる経費は、事業実施にかかるもののうち、補助金の交付決定のあった日から令和6年2月末日までの間に支出された以下のものとします。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとします。

費目	経費の説明
賃金	交付対象事業の実施のために臨時に雇用する場合に限る。
諸謝金	指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼
旅費交通費	移動、宿泊にかかる経費
食糧費	会議等で提供のお茶代等に限る。
消耗品費	事務用品、材料、資材等の購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷費
保険料	活動のための保険料
広告宣伝費	取組を周知するための広告費
通信運搬費	郵送料、物品等の運搬費等
委託費	専門家などへ委託するための費用(事業全体経費の2分の1以下)
使用料・賃借料	会場、設備使用料、機材リース料等
備品購入費 <sup>※</sup>	事業実施に不可欠と認められる備品購入費(事業全体経費の2分の1以下)

※ 補助金で購入した備品(消耗品を除く)について、目的外使用や譲渡、交換、貸し付け、担保にすること、または廃棄しようとするときは県の承認が必要です。

- (2) 補助対象経費として認められないもの
- ・ 社会通念上、公金で賄うことが適当でない経費(外部委託した場合も同様)  
(例)常勤職員の人件費、事務所等維持費(光熱水費、電話代等)、印紙代、振込手数料、飲食にかかる経費(ただし、会議等で提供のお茶代等は可) など
  - ・ 補助金交付決定日より前に行った契約の締結や支払った経費も助成対象外とします。

**7. 採択見込件数**

採択見込件数は以下のとおりとします。ただし、応募件数や要望額により変動する場合があります。

採択見込件数	備考
10 件程度	大学生(大学院生)が主体となって活動する団体を1団体以上採択予定

## Ⅱ 応募内容の審査

### 1. 審査の仕組み

#### (1) 審査の視点

提出された応募申請書に基づき、「健康しが」企画運営会議の構成員を審査員としたプレゼンテーション審査会を開催し、審査会の結果を踏まえて、採択する事業を決定します。なお、応募件数が15件を超える場合は、滋賀県健康寿命推進課健康しが企画室内に「プレゼンテーション審査参加候補者審査会」を設置し、プレゼンテーション審査に準じて応募申込書類を審査して、点数の高い順に15者までをプレゼンテーション審査参加者とします。

審査にあたっては、企画内容について、本事業の趣旨、要件に沿った内容であるか等、以下に掲げる審査の視点により点数化して総合的に評価します。

#### 審査の視点

- ① 県民の健康づくりにつながるようなニーズを把握し、実施理由が明確となっているか。
- ② 複数の要素を掛け合わせた取組であり、他団体との連携でお互いの強みを活かした事業の効果や効率を高める計画となっているか。
- ③ 事業計画が具体的で、実現可能性が高いか。
- ④ 期待される効果が①に対応した内容になっているか、また、効果の測定方法が実施可能なものとなっているか。
- ⑤ 補助終了後も継続的に実施可能な計画となっているか。また、他団体や他地域への横展開が期待できるか。
- ⑥ 助成規模額が事業内容に対して妥当であるか。

#### (2) プレゼンテーション審査会の日程

令和5年(2023年)6月 開催予定

開催日時、場所等については、プレゼンテーション審査参加団体に別途通知します。

### 2. 審査後の手続

#### (1) 審査結果の通知

応募のあった事業の審査結果については、採択・不採択にかかわらず、文書により通知します。電話による審査結果の問い合わせには応じられません。

#### (2) 補助金交付申請書の提出

- ① 審査の結果、採択となった団体は、これを受諾した場合、補助金交付申請書に関係書類を添えて提出する必要があります。補助金交付申請書の様式や必要な関係書類、提出期日は、採択となった団体へ、別途お知らせします。
- ② 滋賀県は、提出された補助金交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合について交付決定を行います。

#### (3) 補助金の額の確定(精算)

- ① 採択された団体は、事業終了後速やかに、補助金実績報告書に関係書類を添えて

提出する必要があります。補助金実績報告書の様式や必要な関係書類については、採択となった団体へ、別途お知らせします。

- ② 滋賀県は、提出された補助金実績報告書の内容を審査し、計画どおりに実施されているか等について審査します。
- ③ 精算時において、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額が補助金交付申請書に記載した額より少なくなった場合は、補助金実績報告書に記載した額が交付額となります。

#### (4) 補助金の支払

原則として、補助金の支払は、補助金実績報告書を審査の上、補助金の額の確定後に行います。なお、事業遂行のために必要と認められる場合は、補助金交付決定額の2分の1以内で概算払ができるものとします。

#### (5) 補助事業の変更・中止

事業計画書は、採択後に変更が生じることがないように、十分検討の上、作成してください。やむを得ない事情等により、計画に変更が生じる場合や、事業の実施が困難となった場合は、速やかに滋賀県健康寿命推進課健康しが企画室に連絡してください。

#### (6) その他

助成を受けた事業については、当該事業に関する帳簿、関係書類等を事業終了後5年間保管する必要があります。

### 3. 事業採択後における留意事項

#### (1) 「健康しが」企画運営会議による活動支援

助成決定後、定期的に活動の進捗状況等について報告いただく機会を設けます。その際、「健康しが」企画運営会議の構成員による助言や必要に応じて専門機関への紹介等を実施しますので、積極的にご活用ください。

#### (2) 成果物

- ・ 本事業の成果について、滋賀県が開催する成果発表会で報告するとともに、別途事業で作成した活動報告書・記録集等を指定する期限までに県へ提出することとします。
- ・ 本事業の広報のため、事業完了報告書に添付していただいた写真や資料等を活用させていただくことがあります。

#### (3) 「事業推進員」の設置

事業を中心となって推進するとともに、滋賀県との連絡調整を担う「事業推進員」を必ず1名以上設置してください。

### Ⅲ 応募申込書の提出

#### 1. 提出書類

下記書類を作成し、しがネット受付サービスによりデータで提出してください。(しがネット受付サービスの利用が難しい場合は、健康しが企画室にご相談ください。)

①～④は記入例を参考にしてください。

提出書類	特記事項
① 応募申込書(様式1)	Excel(ファイル形式はxlsx)で提出
② 事業計画書(別紙1)	Excel(ファイル形式はxlsx)で提出 写真等画像を②に貼り付けしないこと。写真等データを任意提出する場合は、⑧として提出してください。
③ 積算詳細(別紙2)	Excel(ファイル形式はxlsx)で提出 事業に必要となる費用(税込)について詳細に記載してください。また、本補助金および自主財源以外に収入が発生する場合は記載してください。
④「滋賀らしい健康」マンダラシート	Excel(ファイル形式はxlsx)に <b>該当する要素に○を付けて提出</b>
⑤ 誓約書(別紙3)	Excel(ファイル形式はxlsx)で提出
⑥ 役員名簿(別紙4)	Excel(ファイル形式はxlsx)で提出 氏名(フリガナ)、生年月日、性別を必ず記載のこと。
⑦ 団体運営に関する書類 (定款または規約)	PDF または Word(ファイル形式はdocx)で提出(⑦のファイルサイズは3MB 以内)
⑧ その他審査にあたって参考となる資料(任意提出)	PDF 等で提出(⑧のファイルサイズは合計5MB 以内) 動画・音声データは提出しないでください。

#### 2. 応募書類の提出期限および提出方法等

##### (1) 応募書類の提出期限

令和5年(2023年)5月31日(水) 17時(必着)

##### (2) 提出方法

しがネット受付サービスによりデータを提出してください。(しがネット受付サービスの利用が難しい場合は、健康しが企画室にご相談ください。)

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/r5kenkohojyo>

##### (3) 事業に関する問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県 健康医療福祉部 健康寿命推進課 健康しが企画室

TEL:077-528-3657 FAX:077-528-4857

E-Mail:[kenkoshiga@pref.shiga.lg.jp](mailto:kenkoshiga@pref.shiga.lg.jp)

(4) 本事業にかかる質問受付

① 質問受付期限

令和5年(2023年)5月23日(火) 17時まで

② 質問方法

上記(3)問い合わせ先まで電子メールを送付してください。なお、メール本文中に下記項目を明記するとともに、送信後には受信確認のため、必ず電話でご連絡ください。

(メール本文に記載する項目)

- ・団体等名称
- ・担当者名
- ・回答を受信するメールアドレス
- ・電話番号
- ・質問項目(簡潔・具体的に記載してください。)

③ 質問に対する回答

滋賀県ホームページに随時掲載します。

滋賀県 > 県民の方 > 健康・医療・福祉 > 健康 > 用途 > お知らせ・注意

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/kenkou/>

### 3. 説明会の開催

本事業にかかる説明会を下記のとおり開催します。※各回とも説明内容は同じです。  
なお応募にあたり、説明会への参加は必須ではありません。

会場	開催日時	参加申込期限	開催場所
ウェブ開催	5月11日(木) 10時から11時	5月9日(火)	Zoomによる開催
大津会場 (ハイブリッド開催)	5月15日(月) 11時から12時	5月11日(木)	県庁北新館 5-C 会議室 および Zoomによる開催

参加を希望される方は、参加申込期限の17時までに以下の項目を電子メールまたはFAXでご連絡ください。なお、大津会場は定員を20名とし、1団体につき1名の参加とします。

- ① 参加希望の開催日時
- ② お名前
- ③ ご所属
- ④ 電話番号
- ⑤ メールアドレス(ウェブ開催に参加される場合、招待メールをお送りします。)

#### 申込先

滋賀県 健康医療福祉部 健康寿命推進課 健康しが企画室

E-Mail:[kenkoshiga@pref.shiga.lg.jp](mailto:kenkoshiga@pref.shiga.lg.jp) FAX:077-528-4857